



第 3 期

上島町子ども・子育て 支援事業計画



令和 7 年 3 月
上島町

計画の趣旨

「子ども・子育て支援事業計画」は「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を一期として市町村で策定することを義務付けられています。この度、第2期計画が令和7年3月末をもって計画期間が終了となることから、さらなる子ども・子育て支援施策の充実を図るため、「第3期上島町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

計画の位置づけ

本計画は、市町村で策定が義務となっている「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」を内包し、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定します。

また、上位計画である「上島町第2次総合計画後期基本計画」等の関連計画と整合を図ります。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
上島町子ども・ 子育て支援事業計画	第2期計画		第3期計画				

2

子育て支援サービスの現状

■町内の保育所・幼稚園

名称	定員（人）
弓削保育所	70
生名保育所	40
岩城保育所	60

出典：住民課（令和6年4月1日現在）



■認可保育所の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数（か所）	4	4	3	3	3
定員数（人）	200	200	170	170	170
入所児童数（人）	117	102	94	84	74
在籍率（％）	59	51	55	49	44
町外委託児童（人）	0	0	0	0	0
待機児童数（人）	0	0	0	0	0
就学前児童数（人）	186	179	155	136	120
入所率（％）	63	57	61	62	62

出典：住民課（各年4月1日現在）

■小学校・中学校の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数（校）	4	4	4	4	4
児童数（人）	202	191	192	207	192
1年生	40	27	29	29	23
2年生	39	39	28	29	29
3年生	40	40	39	27	30
4年生	20	40	39	40	27
5年生	28	18	39	41	41
6年生	35	27	18	41	42
中学校数（校）	3	3	3	3	3
生徒数（人）	110	103	84	80	89
1年生	29	29	27	20	38
2年生	46	28	29	30	21
3年生	35	46	28	30	30

出典：教育委員会（各年5月1日現在）

3

計画の基本理念と施策の展開

基本理念

笑顔で暮らせる こどもまんなか 上島町

上島町では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、誰一人取り残さず、子どもや子育て家庭を社会全体で支援し、常に子どもにとっての最善の利益を第一に考え、すべての子どもが笑顔で暮らし、健やかに成長できるまちづくりを進めます。

計画の基本目標

基本目標Ⅰ 地域子ども・子育て支援の充実

基本施策 ○地域子ども・子育て支援事業の充実

○地域の子育て機関・団体との連携

少子化・核家族化などの社会変化とともに、子育ての不安や負担を抱える保護者が増え、子育てへのニーズが多様化する中、子どもの健やかな成長のための適切な環境を確保し、すべての家庭が安心して子育てでき、子どもたちが笑顔で成長していけるよう、質の高い保育の提供、子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標 2 子どもと保護者の健康の確保

- 基本施策**
- 母子の健康の維持・増進
 - 妊娠期における支援
 - 小児医療の充実
 - 食育の推進
 - 相談支援体制の整備
 - 思春期対応
 - 子育てに関する情報提供の充実

子どもと保護者の健康を第一に考え、妊娠期から出産、子育てへと切れ目のない支援と親子の健康確保を図るとともに、相談・支援事業の充実を図ります。健診・検診をはじめとする疾病予防や食育に関する取組を推進し、ライフステージに応じた適切な支援の提供に努めます。

基本目標 3 教育環境の整備

- 基本施策**
- 学校教育の推進
 - 家庭における教育力の育成
 - 地域の子育て力の育成

子どもたちが安心して学び、活動できるよう、さらに「生きる力」を身につけられるよう、一人ひとりの状況に応じて適切な指導を行える教育環境の整備を図ります。また、家庭や地域の教育力の向上のために、適切な情報の提供と、地域の様々な主体との連携による活動の場の提供を図ります。

基本目標 4 すべての子どもと子育て家庭への支援の充実

- 基本施策**
- 子育て家庭の経済的負担の軽減
 - 虐待・いじめ防止に向けた取組
 - 子どもの貧困対策・ひとり親家庭支援
 - 配慮が必要な子どもや家庭への支援

障がいを持つ子どもや子どもの貧困など、様々な困難を抱える子どもと子育て家庭に対して支援を行うことで、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図ります。また、関係機関との連携のもと、早期発見・早期対応を基本として、児童虐待防止やいじめ防止活動に取り組めます。

基本目標 5 地域で支える子育て支援

基本施策 ○子どもの居場所づくり ○交流の場づくり
○地域の子育てネットワークづくり
○ワーク・ライフ・バランスの推進
○地域の文化・スポーツにふれる機会の創出

地域の関係機関・団体・企業と連携し、子どもの安全な居場所づくりや地域でつながるネットワークづくりへの支援を通して、地域全体で子育てを支える意識の醸成を図り、子どもの豊かな心を育む機会を充実させます。また、仕事と子育ての両立についての啓発活動を継続し、子育てしやすい環境の整備に努めます。

基本目標 6 安全・安心な子育て環境の整備

基本施策 ○子どもの安全を守るための取組
○暮らしやすい生活環境の整備

安全な遊び場の整備や防犯、交通安全対策など、子どもを連れて気軽に外出できる安全で快適な生活環境の整備に取り組み、子どもと子育て家庭の安全・安心を確保するまちづくりを推進します。



4 量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援事業計画では教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保内容や実施時期について定めることとなっています。

■地域子ども・子育て支援事業について

現在実施している、今後実施する事業は以下の通りです。

事業名称	内容
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
時間外保育事業 (延長保育)	保護者の仕事や通勤等の理由で、認定された保育時間内の送迎が間に合わない場合、時間を延長し子どもを預かる事業です。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子健康及び子育てに関する情報の提供を行う事業です。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保護者の方の就労要件などを問わず、子どもを保育所などの施設に通わせることができる新たな制度です。令和8年度から全国的にスタートする予定です。
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

各事業について、安定した子育て支援サービスを供給していくために、ニーズの把握や人員の確保に努めていきます。

■保育の量の見込みと確保策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2号認定	①量の見込み	50	53	44	47	47
	②確保方策	50	53	44	47	47
	②-①過不足	0	0	0	0	0
3号認定 0歳	①量の見込み	6	6	8	6	6
	②確保方策	6	6	8	6	6
	②-①過不足	0	0	0	0	0
3号認定 1、2歳	①量の見込み	22	16	19	17	17
	②確保方策	22	16	19	17	17
	②-①過不足	0	0	0	0	0

現在、上島町には幼稚園・認定こども園が存在しないことから、1号認定については、必要利用定員や確保方策を設定しません。2号認定、3号認定については現在、上島町には公立認可保育所が3か所ありますが、今後は統廃合を踏まえ、児童数の状況を見ながらサービスの提供に努めます。



令和7年3月

発行：上島町

編集：上島町 住民課

〒794-2592 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

TEL：0897-77-2500（代）

FAX：0897-77-4011

E-mail：juumin@town.kamijima.ehime.jp